

# 国民健康保険組合の保険者機能の充実に係る要望

全国国民健康保険組合協会

国民健康保険国民健康保険組合は、皆保険制度の実施以前から業種別母体組織を軸として連帶意識と相扶共済の精神に基づき、組合方式による保険者機能を発揮した事業運営を通じて、国民健康保険制度の先駆的な保険者として、医療保険制度の発展に貢献してきたところです。

国民健康保険組合が今後とも医療保険制度の安定的な発展にその使命を果たしていくためには、五人未満法人事業所の適用の在り方について具体的な方策を講じるなど組織基盤の確立を図ることが必要です。

国民健康保険組合の円滑な事業運営が進められるよう、国庫補助の確実な確保、医療保険制度改革等にともなう激変緩和措置の拡充及び保険者インセンティブの補助の増額が必要です。

さらにオンライン資格確認システム等を確実かつ円滑に構築するため、国の責任において財政支援を行うとともに、十分な準備期間を設けるなど必要な措置が講じられることが必要です。

国民健康保険組合は、これまでの沿革と実績を踏まえ、今後とも組合方式による保険者機能を発揮した事業の積極的な推進並びに健全かつ効率的な事業運営に一層努力する決意であり、そのため、国並びに関係者に対し、次の事項の実現に向け強く要望するものであります。

## 記

- 1 組合方式による保険者機能を発揮した事業運営ができるよう、国民健康保険組合の組織基盤の確立を図ること
- 1 五人未満法人事業所について、事業所及び従業員の意向を踏まえた適用の道筋をつけるとともに、健康保険の適用除外承認の限定的な取扱いを見直すこと
- 1 国民健康保険組合の国庫補助は、円滑な事業運営が推進できるよう確実に確保するとともに、医療保険制度改革等にともなう激変緩和措置を拡充し、保険者インセンティブの補助を増額すること
- 1 オンライン資格確認システム等の構築及び円滑な運営について、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること